

後期高齢者医療制度について

山口県後期高齢者医療広域連合事務局

総

務

課

後期高齢者医療制度について

1. 後期高齢者医療制度の概要

後期高齢者医療制度の被保険者は、75歳以上の人及び65歳以上75歳未満の一定の障がいを持つ人となっています。制度の運営は、都道府県ごとに設置され、その都道府県内の全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）が主体となり、市町村と事務を分担して行っています。

医療費の給付は、国民健康保険や被用者保険などと概ね同じ仕組みとなっており、その給付に充てられる財源は、下記の図のとおり、概ね、公費が5割、現役世代が負担する後期高齢者支援金（交付金）が4割、被保険者からの保険料で1割賄うこととされております。特に、公費負担には、国、都道府県、市町村の定率負担を中心として、財政安定のためのさまざまなしくみがあります。

【財源構成】

○公費：5割（国 4/6、都道府県 1/6、市町村 1/6）

○後期高齢者支援金（国保・被用者保険）：4割

○高齢者の保険料：1割



2. 山口県の人口推計

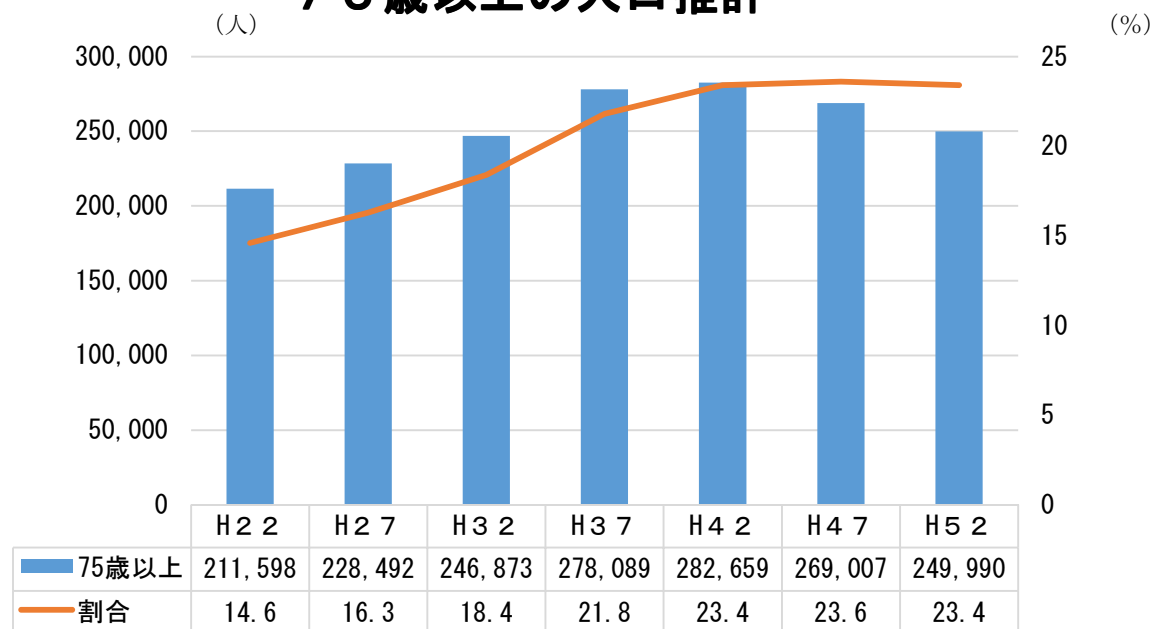
山口県の将来推計人口は下表とおりとなっており、団塊の世代が後期高齢者に達する平成37年には、山口県の人口は127万人になる見込みです。

また、下図のとおり、平成22年の人口に占める割合が14.6%であったのに対し、平成37年には、21.8%となる見込みです。

(単位：人)

	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
0～14 歳	184,088	169,386	152,978	137,331	123,884	115,222	108,916
15～64 歳	861,110	779,564	724,921	686,386	651,979	609,068	551,296
65 歳以上	406,140	449,750	462,264	451,470	431,663	414,403	409,567
合 計	1,451,338	1,398,700	1,340,163	1,275,187	1,207,526	1,138,693	1,069,779
75 歳以上(再掲)	211,598	228,492	246,873	278,089	282,659	269,007	249,990

75 歳以上の人口推計



参考：『日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）』

3. 山口県後期高齢者医療保険料の状況

保険料は、被保険者の所得に応じて負担する所得割額（応能分）と、被保険者全員が等しく負担する被保険者均等割額（応益分）の合計となります。

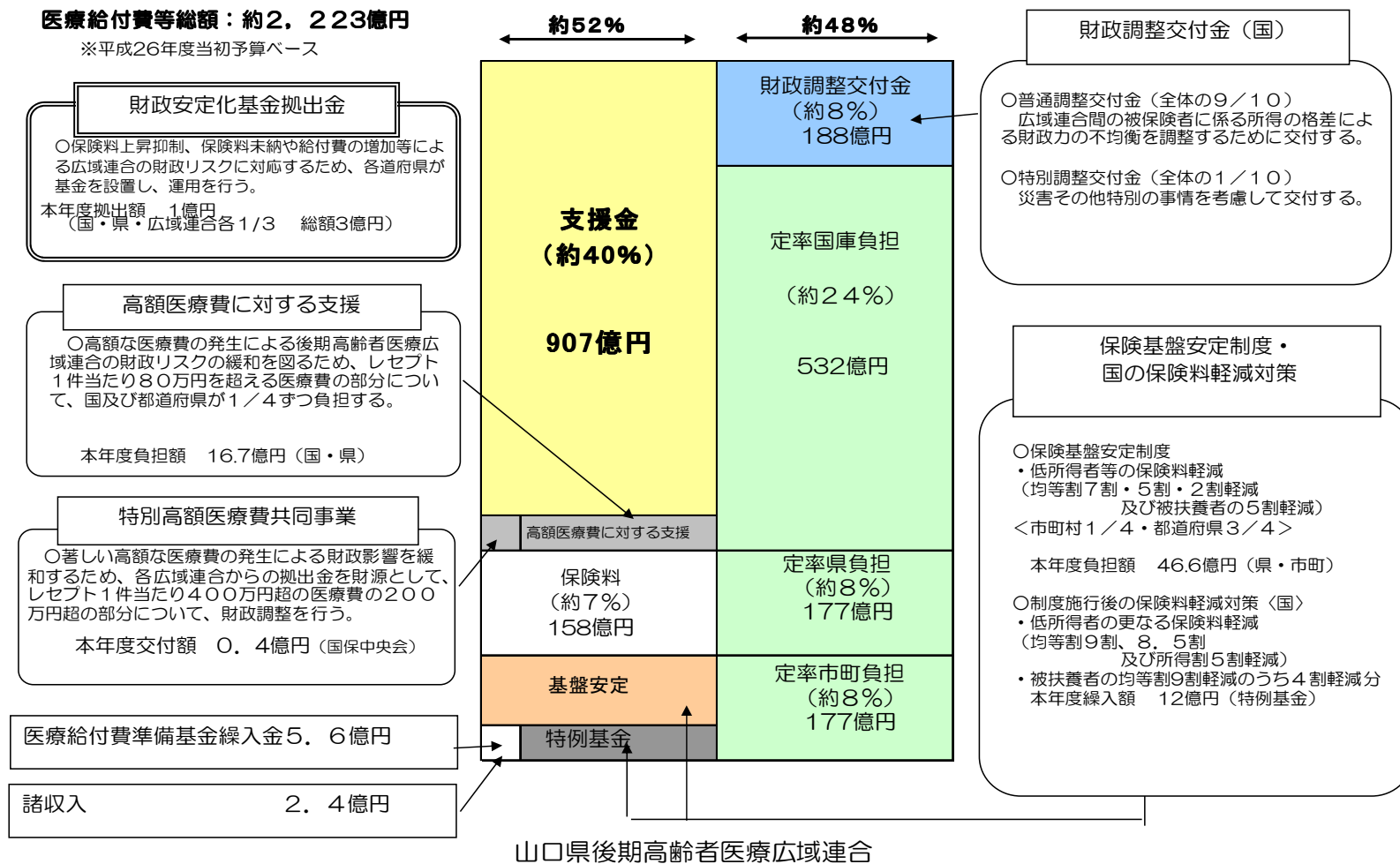
保険料算定の基礎となる賦課総額は、政令の定める基準により、2箇年単位の医療に要する費用の見込額を算出し、国・県・市町からの公費負担、現役世代が負担する後期高齢者支援金などの収入の見込額を控除した額（保険料収納必要額）を予定保険料収納率で除して算出します。

なお、平成26・27年度の保険料率は、所得割率10.17%、均等割額5万431円となり、被保険者1人当たり6万9,408円の見込み額となりました。

	平成20・21年度	平成22・23年度	平成24・25年度	平成26・27年度
所得割率	8.71%	8.73%	9.45%	10.17%
均等割額	47,272円	46,241円	47,474円	50,431円
1人当たり保険料	75,796円	64,299円	66,504円	69,408円
増減額		-11,497円	2,205円	2,904円
増減割合		-15.2%	3.4%	4.4%

4. 平成26年度山口県における医療給付費等の財源の状況

山口県における医療給付費等の財源の概要(26年度)



5. 今後の後期高齢者医療制度について

平成25年12月「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（以下、「プログラム法」という。）が成立し、今後の医療制度のあり方については、持続可能な医療保険制度等を構築するため、必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされました。

この法律により政府は、平成26～29年度までを目途に順次必要な措置を講ずるものとし、このために必要な法律案を平成27年通常国会での提出を目指すこととしております。

なお、後期高齢者医療制度につきましては、上記等の措置の実施状況等を踏まえ、必要に応じ見直しに向けた検討を行うこととされました。

また、次頁の「プログラム法（医療保険制度関係）における対応（改善）予定」のとおり、平成26年度より以下の事項が見直されました。

- ① 国民健康保険の保険料及び後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担の軽減
⇒**保険料2割・5割軽減の拡充**
- ② 国民健康保険の保険料の賦課限度額
⇒国民健康保険の賦課限度額引き上げに伴い、**後期高齢者医療保険の賦課限度額に付いても55万円から57万円に引き上げ**
- ③ 低所得者の負担に配慮しつつ行う70歳から74歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せた負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し
⇒**後期高齢者医療においては現行どおり**

今後については、以下の事項等について、具体的に示される予定となっています。

- ① 国民健康保険の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国民健康保険の運営について、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、国民健康保険の保険料の賦課及び徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村において適切に役割を分担するために必要な方策
- ② 被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の全てを標準報酬総額に応じた負担とすること
- ③ 世代内・世代間の公平の観点に立って、高齢者に不安が生じないように配慮しつつ、特例軽減の見直し

高齢者医療制度の負担軽減措置等（平成 26 年度）

●均等割の軽減

世帯の平成 25 年中所得の合計額		軽減割合	《高齢者医療制度円滑運営事業費補助金》	《保険基盤安定負担金》
33万円以下	被保険者全員が、年金収入80万円以下（その他各種所得がない）	9割	2割	7割
	上記以外	8.5割	1.5割	7割
33万円＋（24.5万円×被保険者数）以下		5割		5割
33万円＋（45万円×被保険者数）以下		2割		2割

●所得割の軽減

賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方	所得割5割軽減 ・高齢者医療制度円滑運営事業費補助金から
-----------------------	--

●被用者保険の被扶養者であった方

これまで保険料の負担がなかった被用者保険の被扶養者の方	均等割 9割軽減 ・ 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金から4割 ・保険基盤安定負担金から5割
-----------------------------	--

《高齢者医療制度円滑運営事業費補助金》とは
後期高齢者医療制度の円滑な運営に資することを目的とし、平成 20 年 4 月より施行された後期高齢者医療制度において、低所得者である被保険者の保険料軽減等の特例措置に要する費用を交付される。

《保険基盤安定負担金》とは
財政基盤の安定に資することを目的とし、平成 20 年 4 月より施行された後期高齢者医療制度において、低所得者である被保険者の保険料軽減等の特例措置に要する費用を市町が負担。

○均等割軽減の 7 割・5 割・2 割部分

「プログラム法」（医療保険制度関係）における対応（改善）予定

「プログラム法」の内容	対応予定時期
（医療制度） 第4条7項 政府は、持続可能な医療保険制度等を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする	
1 医療保険制度の財政基盤の安定化についての次に掲げる事項	
イ) 国民健康保険（国保）に対する財政支援の拡充	平成27年法案提出等
ロ) 国保の保険者、運営等の在り方に関し、国民健康保険の保険料の適正化等の取組を推進するとともに、イに掲げる措置を講ずることにより、国民健康保険の更なる財政基盤の強化を図り、国民健康保険の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国民健康保険の運営について、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、国民健康保険の保険料の賦課及び徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村において適切に役割を分担するために必要な方策	平成27年法案提出
ハ) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第26号）附則第2条に規定する所要の措置（国庫補助率）	平成27年法案提出
2 医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保についての次に掲げる事項	
イ) <u>国民健康保険の保険料及び後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担の軽減</u>	<u>平成26年度税制改正、政令改正</u>
ロ) 被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の全てを標準報酬総額に応じた負担とすること	平成27年法案提出
ハ) 被保険者の所得水準の高い国民健康保険組合に対する国庫補助の見直し	平成27年法案提出
ニ) <u>国民健康保険の保険料の賦課限度額及び被用者保険の標準報酬月額等の上限額の引上げ</u>	<u>平成26年度税制改正、政令改正</u> 平成27年法案提出
3 医療保険の保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等についての次に掲げる事項	
イ) <u>低所得者の負担に配慮しつつ行う70歳から74歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せた負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し</u>	<u>平成26年度予算措置、政令改正</u>
ロ) 医療提供施設相互間の機能の分担を推進する観点からの外来に関する給付の見直し及び在宅療養との公平を確保する観点からの入院に関する給付の見直し	平成27年法案提出

平成25年度山口県後期高齢者医療制度の状況について

山口県後期高齢者医療広域連合事務局

業

務

課

平成25年度山口県後期高齢者医療制度の状況

(1) 被保険者数の状況

[被保険者数の推移]

○平成25年度の全国被保険者数は前年度比2.3%の伸びに対し、高齢化の進んでいる山口県の伸びは前年度比0.8%であった。全国、山口県とも伸び率は平成24年度までと比べて鈍化した。また、山口県の75歳年齢到達者数の予測では、この数年に大きな増減はなかったが、平成28年度には被保険者数の増加は著しいものとなる。

	山口県		全国	
	被保険者数 (各年度平均)	全人口に占める 割合(%)	被保険者数 (各年度平均)	全人口に占める 割合(%)
平成21年度	210,730人	(6) 14.5	1,365万人	10.7
平成22年度	214,697人 (前年度比1.9%増)	(6) 14.8	1,410万人 (前年度比3.3%増)	11.0
平成23年度	218,296人 (前年度比1.7%増)	(5) 15.1	1,452万人 (前年度比3.0%増)	11.4
平成24年度	221,880人 (前年度比1.6%増)	(5) 15.5	1,494万人 (前年度比2.9%増)	11.7
平成25年度	223,704人 (前年度比0.8%増)	(6) 15.8	1,529万人 (前年度比2.3%増)	12.0

注：全人口に占める被保険者数の割合は、総務省統計局人口推計10月1日現在から算出
()は高い方からの全国順位

[山口県の75歳到達者数]

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
16,904人	17,279人	14,315人	15,573人	17,988人	21,186人	20,816人

注：平成23～25年度は事業年報値、平成26年度以降は山口県ホームページの年齢別人口による概算数値(平成25年10月1日現在)

(2) 保険料率

○平成 25 年度の山口県 1 人当たり保険料額は 67,179 円で前年度の 67,729 円から 550 円減少し、前年度比 0.8%の減少となった。全国順位は 11 位と変動はなかった。後述するが、山口県 1 人当たり医療費は全国で 9 位であり、保険料額の水準も同様であるとも言える。

	均一保険料率(年額・率)				被保険者1人当たりの保険料調定額(年額)			
	平成22-23年度		平成24-25年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	保険料額	保険料額	保険料額	保険料額
山口県	46,241円	8.73%	47,474円	9.45%	(11) 64,374円	(12) 63,810円	(11) 67,729円	(11) 67,179円
					増減額	△564円	3,919円	△550円
全国	41,700円	7.88%	43,550円	8.55%	63,083円	62,659円	66,715円	66,689円
					増減額	△424円	4,056円	△26円

注:被保険者1人当たりの保険料調定額は、厚生労働省の後期高齢者医療制度被保険者実態調査より引用

()は高い方からの全国順位

(3) 医療費等の状況

[医療費総額及び1人当たり医療費]

○平成 25 年度の山口県医療費総額は前年度比 2.5%の伸びであった。また、1 人当たり医療費も前年度比 1.6%の伸びであった。特に、1 人当たり調剤医療費の伸び率が、前年度比 6.9%と大きかった。全国についても山口県と同様の傾向がうかがえる。

	【山口県】				伸び率		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	22-23	23-24	24-25
医療費総額	211,956百万円	219,726百万円	223,246百万円	228,783百万円	3.7%	1.6%	2.5%
1人当たり医療費	987,234円 (12)	1,006,553円 (10)	1,006,153円 (10)	1,022,702円 (9)	2.0%	0.0%	1.6%
1人当たり入院医療費	519,281円 (10)	524,946円 (11)	529,508円 (10)	533,642円 (8)	1.1%	0.9%	0.8%
1人当たり入院外医療費	256,084円 (26)	259,293円 (24)	256,172円 (24)	257,399円 (27)	1.3%	△1.2%	0.5%
1人当たり歯科医療費	24,387円 (22)	25,460円 (22)	26,487円 (21)	27,348円 (20)	4.4%	4.0%	3.3%
1人当たり調剤医療費	143,374円 (15)	153,716円 (14)	151,379円 (15)	161,844円 (16)	7.2%	△1.5%	6.9%

注:国民健康保険中央会調査による速報値

()は高い方からの全国順位

	【全国】				伸び率		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	22-23	23-24	24-25
医療費総額	126,022億円	131,884億円	135,587億円	140,603億円	4.7%	2.8%	3.7%
1人当たり医療費	893,918円	908,543円	907,497円	919,610円	1.6%	△0.1%	1.3%
1人当たり入院医療費	427,998円	430,297円	430,569円	430,604円	0.5%	0.1%	0.0%
1人当たり入院外医療費	267,151円	269,510円	268,955円	271,943円	0.9%	△0.2%	1.1%
1人当たり歯科医療費	28,345円	29,469円	30,420円	31,202円	4.0%	3.2%	2.6%
1人当たり調剤医療費	139,636円	149,084円	147,930円	156,416円	6.8%	△0.8%	5.7%

注:国民健康保険中央会調査による速報値

[保険給付費]

○平成 25 年度の保険給付費は前述の医療費の動向に連動し、前年度比 2.4%の伸びであった。

(単位:千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	伸び率		
					22-23	23-24	24-25
療養給付費	185,951,808	193,402,152	196,814,044	201,553,774	4.0%	1.8%	2.4%
療養費等	981,031	1,060,664	1,084,912	1,112,036	8.1%	2.3%	2.5%
高額療養費	7,425,436	7,802,427	8,203,596	8,410,192	5.1%	5.1%	2.5%
高額介護合算療養費	215,069	90,245	161,968	156,951	△58.0%	79.5%	△3.1%
小計	194,573,344	202,355,488	206,264,520	211,232,953	4.0%	1.9%	2.4%
葬祭費	673,910	647,350	656,900	673,900	△3.9%	1.5%	2.6%
合計	195,247,254	203,002,838	206,921,420	211,906,853	4.0%	1.9%	2.4%

注:各費用は事業年報値(3-2月ベース)

療養給付費 :被保険者の一部負担金以外の部分

療養費等 :はり、マッサージ、装具等

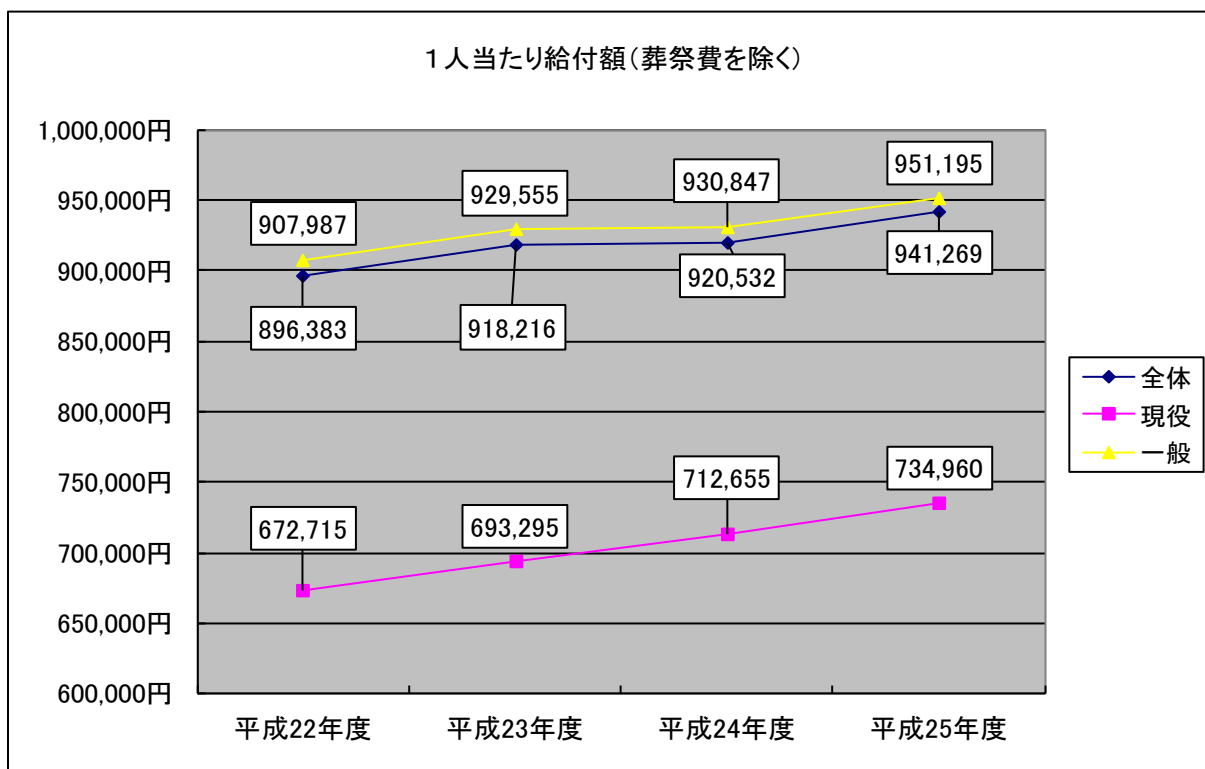
高額療養費 :被保険者の一部負担金のうち一定の限度額を超えたものを保険者が負担

高額介護合算療養費:被保険者の医療保険及び介護保険における一部負担金合算額のうち一定の限度額を超えたものを各保険者が負担

葬祭費 :葬祭を実施した者に支給

[参考] 1人当たり給付額の状況について

○1人当たり給付額についても年々増加傾向にあるが、平成 25 年度は 941,269 円で前年度の 920,532 円から 20,737 円増加し、前年度比 2.3%の伸びとなった。



* 事業年報値を各年度 3 月末現在の被保険者数で除した額

(4) 健康診査の実施状況

○平成 25 年度は受診者数 35,728 人、受診率 18.3%で、ともに前年度に比べ減少した。

○年度別受診率

(単位:人)

	対象者数	受診者数	山口県受診率
平成21年度(平成22年3月31日現在)	204,148	31,805	15.6%
平成22年度(平成23年3月31日現在)	176,253	35,630	20.2%
平成23年度(平成24年3月31日現在)	180,097	34,674	19.3%
平成24年度(平成25年3月31日現在)	187,609	36,758	19.6%
平成25年度(平成26年3月31日現在)	194,742	35,728	18.3%

○平成 25 年度市町別受診率

(単位:人)

	対象者数	受診者数	受診率
広域全体	194,742	35,728	18.3%
下関市	37,549	4,761	12.7%
宇部市	20,825	3,762	18.1%
山口市	23,136	3,385	14.6%
萩市	10,373	2,150	20.7%
防府市	14,488	3,165	21.8%
下松市	6,489	1,783	27.5%
岩国市	20,939	4,593	21.9%
光市	6,694	1,859	27.8%
長門市	6,278	592	9.4%
柳井市	5,314	608	11.4%
美祢市	4,699	1,111	23.6%
周南市	18,613	4,186	22.5%
山陽小野田市	8,671	2,124	24.5%
周防大島町	4,446	523	11.8%
和木町	686	173	25.2%
上関町	989	124	12.5%
田布施町	1,866	408	21.9%
平生町	1,798	346	19.2%
阿武町	889	75	8.4%

保健事業実施計画（データヘルス計画）について

「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成26年厚生労働省告示第141号）において、後期高齢者医療広域連合は、PDCAサイクルに沿った効率的かつ効果的な保健事業の実施を図るため、保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定することとなりました。（平成26年4月1日適用）

上記の指針により、山口県後期高齢者医療広域連合では、平成26年度中の策定に向け準備を進めています。

1 保健事業実施計画（データヘルス計画）

レセプト・健診情報等のデータの分析に基づく効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画。

※ P l a n （計画：健康課題の分析、保健事業の企画）、
D o （実施：保健事業の実施）、
C h e c k （評価：保健事業の検証）、
A c t （改善：保健事業の修正）

2 保健事業実施計画（データヘルス計画）策定の手引き（厚生労働省作成、一部抜粋）

・計画に記載する内容

（1）基本的事項

- ①計画策定の目的
- ②他計画との関係
- ③計画期間

（2）現状と評価

- ①広域連合の特性の把握
- ②過去の取組の考察
- ③健康・医療情報の分析及び分析結果に基づく健康課題の把握

（3）目標

（4）保健事業

（5）計画の評価方法・見直し

- ①評価方法
- ②計画の見直し

（6）計画の公表・周知

（7）運営上の留意事項

- ①市町村等との連携
- ②個人情報の保護

歯科健康診査について

後期高齢者医療の被保険者に係る歯科健康診査については、新たに国庫補助事業の対象となりました。山口県後期高齢者医療広域連合では、平成27年度からの実施に向け準備を進めています。

後期高齢者医療の被保険者に係る歯科健康診査について

(厚生労働省作成、一部抜粋)

1 目的

口腔機能低下の予防を図り、肺炎等の疾病予防に繋げるため、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックする歯科健康診査を実施することとし、広域連合に対して国庫補助を行う。

2 対象者

後期高齢者医療制度の被保険者のうち、各広域連合において、必要性を考慮して対象者を設定。

3 検査内容

健康増進法による健康診査実施要領に規定されている歯周疾患検診を参考に、高齢者の特性を踏まえた検査内容を各広域連合で設定。

<例>

問診・口腔内診査・口腔機能の評価・その他

4 実施方法

市町村や地域歯科医師会に委託して実施。

5 補助

健診費用（自己負担額を除く）の1/3を国庫補助。